

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	平成30年度第1回枚方市ポイント制度事業者選定審査会
開催日時	平成30年4月10日（火） 開始時刻 14時00分 終了時刻 15時55分
開催場所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出席者	会長：久 隆浩 委員 副会長：安留 誠吾 委員 委員：小西 雅晴 委員、小林 敬 委員、松井 克浩 委員
欠席者	—
案件名	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出について ・諮問 ・審査会の運営について ・全体スケジュールについて ・募集要項（案）及び仕様書（案）について ・審査基準（案）について
提出された資料等の名称	<p>資料1-1 枚方市ポイント制度事業者選定審査会について</p> <p>資料1-2 枚方市ポイント制度事業者選定審査会の傍聴に関する取り扱い要領（案）</p> <p>資料2 枚方市ポイント制度システム構築・運營業務委託に係るプロポーザル募集要項（案）</p> <p>資料3 枚方市ポイント制度システム構築・運營業務委託仕様書（案）</p> <p>資料4 枚方市ポイント制度事業者選定プロポーザル審査基準（案）</p> <p>資料5 個人情報の保護に関する覚書（例）</p> <p>資料6 個人情報に係る管理規定</p> <p>資料7 誓約書（例）</p> <p>参考資料1 諮問書（写）</p> <p>参考資料2 枚方市附属機関条例の一部を改正する条例</p>

	<p>参考資料 3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程</p> <p>参考資料 4 枚方市情報公開条例【抜粋】</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長を選出し、決定した。 ・ 審査会は非公開情報が含まれる審議に関しては、非公開とする。 なお、第 2 回の審査会はヒアリングのみ公開とする。 ・ 募集要項、仕様書（案）については、原案のとおり進めるが、 審査基準については、委員の意見を踏まえて一部修正する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	<p>公開</p> <p>但し、枚方市情報公開条例第 5 条に規程する、非公開情報が含まれる案件の審議等にあつては、非公開とする。</p>
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	<p>本審査会の答申後に公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>5 人</p>
所 管 部 署 (事 務 局)	<p>総合政策部 企画課</p>

審 議 内 容

【1. 開会】

事務局

それではみなさま、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、第1回枚方市ポイント制度事業者選定審査会を開催させていただきます。

また、僭越ではありますが、会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきます、私、総合政策部次長の田中でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは着座にて進行させていただきます。

始めに、本日の出席委員は5名で、枚方市附属機関条例に基づきまして、この審査会が成立していることをご報告申し上げます。

また大変恐縮ではございますが、本日付の委嘱状をお手元の封筒にご用意させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、委員のみなさまには枚方市附属機関条例第9条の規定により、守秘義務が課せられておりますので、ご確認お願い申し上げます。

また、誠に勝手ではございますが、第1回目の審査会におきましては会議の公開、非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規程により、公開とさせていただきます。

ご了承の程、よろしくお願いいたします。

さらに、本審査会中に審議・諮問等の写真撮影をさせていただくことがございますが、併せて、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは本審査会の開会にあたりまして、長沢副市長より一言ご挨拶申し上げます。

長沢副市長よろしくお願いいたします。

副市長

改めまして副市長の長沢でございます。

開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は公私ご多忙のところ、本市ポイント制度事業者選定審査会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本審査会委員にご就任いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

本市では人口減少、少子高齢化が進行する中で、複雑化・多様化する行政サービスを維持向上していく必要があり、市民・事業者等あらゆる主体との協働による効率的な事業実施が求められているところでございます。

また平成30年度市政運営方針では、「人が集まるまちづくりの推進」を重点施策の一

つとしており、本市が「選ばれるまち」となるために効果的な取組みを実施していく必要がございます。

そのような中、本市の課題として市民によるまちづくり活動が活発であると感じている市民の割合が低いというアンケート結果が出ているほか、特定健診やがん検診の受診率が国の示す目標値に達していないこと、高齢者の外出支援に関しまして、新たな支援策が求められていること、RESAS による地域経済循環構造におきましては、民間消費や民間投資がいずれも地域外へ流出しているとの分析結果がでていることなどが挙げられております。

これらの課題解決に向けた手法の一つとして、ポイント制度を実施していくことに大きな期待を寄せているところでありまして、このポイント制度をきっかけにこれまで以上に市の魅力を創出していくとともに、市民の本市への愛着を深めていきたいと、このように考えております。

皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、さまざまな観点からの貴重なご意見、お考えをお聞かせいただきまして、この枚方市ポイント制度のシステム構築、運営を担う最適な事業者の選出にあたりまして、お力添えをいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが審査会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

それでは案件に入る前に事務局より委員のみなさまのご紹介をさせていただきます。

お手元の次第の裏面をご覧くださいませでしょうか。裏面に委員名がございます。恐縮でございますが、50音順でご紹介をさせていただきます。

小西雅晴委員でございます。

小林敬委員でございます。

久隆浩委員でございます。

松井克浩委員でございます。

安留誠吾委員でございます。

続きまして本市の出席者の紹介をさせていただきます。

副市長の長沢秀光でございます。

理事兼総合政策部長の佐藤でございます。

企画課、課長の田中でございます。

同じく課長代理の尾松でございます。

係長の西川でございます。

係長の大西でございます。

主任の木全でございます。

情報推進課、課長の市井でございます。

同じく主任の小倉でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、配付しております資料のご確認をさせていただきます。

資料としましては次第のほか、資料の1-1、1-2、その後資料2から資料7となっております。

また、参考資料は1から4となっております。

過不足等ございませんでしょうか。

【2. 会長、副会長の選出】

事務局

それでは早速ではございますが、次第に書いております会長・副会長の選出についてお諮りいたします。

枚方市附属機関条例第4条第2項の規定では会長及び副会長は委員の互選によって定められておりますが、選任方法につきましてご意見等ございますでしょうか。

委員

大半の方が今日初めてお会いする方と思いますので、会長・副会長について提案するのは非常に難しいかと思えます。

もし事務局でお考えがあればご提案いただくのはどうでしょうか。

事務局

事務局で提案があれば、というご意見をいただきましたが、みなさまいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは事務局からご提案をさせていただきたいと思えます。

会長につきましては、まちづくりがご専門の近畿大学教授の久委員にお願いしてはどうかと考えております。

また、副会長には情報システムがご専門の大阪工業大学教授の安留委員にお願いしたく存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご賛同をいただきましたので、久委員に会長を、安留委員に副会長をお願いしたいと思えます。

それでは恐縮ですが、久会長、安留副会長はお席の移動をお願いしたいと思えます。

(座席の移動)

それでは、久会長より会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会長

それでは、ご選出いただきましたので、みなさま方のお力を借りながら進めていきたいと思ひます。

先ほど副市長のお話ありがとうございましたけれども、私は枚方の市民活動の応援もずっとしてきておりますので、そういう観点も含めて、いろいろと発言をさせていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、安留副会長より副会長ご就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。
よろしく願いいたします。

副会長

副会長を務めさせていただきます、安留です。

大学ではもちろん教育もしておりますが、システムの構築なども行っておりまして、市民が使えるアプリ作成などもしてまいりました。

そういった観点から、今回の審査にあたってご協力していきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

【3. 諮問】

事務局

ありがとうございました。

それでは続きまして長沢副市長から久会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

委員のみなさまにおかれましては、お手元の参考資料1に諮問書の写しを添付しておりますので、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

それでは恐れ入りますが、久会長ご移動をお願いいたします。

副市長

枚方市ポイント制度事業者の選定について諮問をいたします。

標記の件につきまして、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、枚方市ポイント制度事業者の選定について、貴審査会に諮問します。

平成30年4月10日、伏見隆。

(諮問書を手渡し)

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。なお、大変恐縮ではございますが、副市長は次の公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。

(副市長 退席)

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。
久会長、安留副会長どうぞよろしく願いいたします。

【4. 審査会の運営について】

会長

それでは引き続き、私の方で進行を務めさせていただきたいと思います。

本日概ね 16 時終了を目処に進めて参りたいと思いますのでご協力方々、よろしく願いいたします。

それでは次第 4. 審査会の運営について議題とさせていただきたいと思います。

本日、既に公開で進めさせていただいておりますが、今後、審査会を進めるにあたりまして、会議の公開のルール、会議録の対応等確認をさせていただきたいと思います。
それではまず、事務局から説明をいただければと思います。

事務局

それでは審査会の運営についてご説明をいたします。

今後、本審査会を進めるにあたりまして、

- ・ 会議の公開、非公開
- ・ 審査会構成委員名の公表、非公表
- ・ 会議録の作成方法や公開時期

この大きく三点につきまして決定をしていただきたいと思いますと考えております。

まず、参考資料 3 の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程をご覧ください。

こちらの第 3 条にございますように、本市では会議は原則として公開するものとしておりますが、(1) から (3) までのいずれかに該当する場合は非公開とすることができると定めております。

第 3 条 (2) におきまして、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報という記載がございますが、参考資料 4 としてこの情報を抜粋した資料をお付けしております

ので、ご覧いただければと思います。

第5条の(6)(7)におきまして、事務局として該当すると思われる部分に下線を引いております。

事務局等といたしましては、本日の案件にあります、公募前の評価基準の審議などの意思形成過程に関する事項につきましては、公正な事業者選定を妨げるものであり、本条項に該当するものと考えております。

参考資料3にお戻りいただけますでしょうか。

会議の公開、非公開の決定につきましては、第3条の2、3に当該会議に諮ることとしており、5において非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければならないとしております。

また、4において公開、非公開の決定がなされるまでは、公開することとなっております。

事務局といたしまして、本審査会のこれ以後の審議内容につきましては、第3条1(2)の枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものがあることから、会議を非公開とすることが望ましいと考えております。

また次回の審査会では事業者の提案審査を行う予定ですが、そちらにつきましては、本業務の提案内容を公開することが著しく提案者に不利益を与えるものではないと、考えられることから、本市の原則的な運用に従い、公開とさせていただきたいと考えております。

なお、本日はここまで公開で進めさせていただいておりますが、公開とする際の手続き等につきましても、こちらの第4条の3にて審査会にて決定することになっております。

資料1-2において、枚方市ポイント制度事業者選定審査会の傍聴に関する取り扱い要領(案)を示しております。

2において、審査会の公開については、非公開情報の事項の審議に関して、会長の決定により非公開とすることができること。

3において、傍聴を希望する者が定員を上回った場合は抽選とすること。

5において、傍聴席に入ることができない者や、6において傍聴人の遵守事項等を示しています。

続きまして、委員名の公表、非公表につきましては、参考資料3の第8条の1に委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならないとしております。

本市の他の審議会等でも委員名を非公開としている事例がないことから、事務局といたしましては委員名を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性がございますが、その際は、接触した応募者を失格とするという要件を設定したいと考えております。

委員のみなさまにおかれましては、この件につきましてご理解いただきますよう、お願いいたします。

次に会議録についてですが、参考資料3の第6条の4にて、審議の経過がわかるよう

に発言者及び発言内容を明確にして記録することとなっております。

作成した会議録につきましては、第7条の3にありますように、確定後速やかに一般の閲覧に供するものとなっておりますが、非公開情報が含まれる会議の会議録につきましては、公表方法について当該審議会が決定することとなっております。

事務局といたしましては、会長の会議進行のご発言以外につきましては、全て「委員」とし、個人が特定されない形で記録させていただきたいと考えております。

また公表の時期につきましては、最優秀提案者が選定された後が望ましいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

会長

会議の公開、非公開、そして委員名の公表、非公表、会議録の取扱い、以上大きくは3点ご説明いただきました。

まず、会議の公開、非公開ですが、先ほどの事務局提案は、本日のこの後の審議は非公開にさせていただく。

そして、今回はヒアリングのみ公開ということでご提案をいただきましたが、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(異議なしの声)

他市の事例ではヒアリングも、企業の秘密事項やノウハウが非公開情報に適用されるということで、非公開になる場合もありますが、枚方市の場合は公開での実施事例が多いということがございます。

委員のみなさまにご了承いただけるのであれば、公開とさせていただきます。

なお、本日はこれ以後、審査内容についての議論をさせていただきますので、非公開とさせていただいて、進めて参りたいと思います。

次に、審査会の委員名ですが、先ほど事務局からの提案では公表させていただきたいとのことですが、これもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会議録についても、記録をさせていただきますが、最優秀提案者の選定後に公表する形での提案ですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは以上3点、確認をさせていただきました。

今後、審査内容に関する審議に移りますので、傍聴者の方には申し訳ございませんが、

ここでご退席をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

【5. 全体スケジュールについて】

会長

それでは続きまして、次第5. 全体スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

お手元の資料1－1枚方市ポイント制度事業者選定審査会についての2の選定審査会の流れをご覧ください。

上から2つめの太枠で囲っている箇所が、本日の審査会となっております。

この後、募集要項等をご審議いただく予定ですが、ご審議いただいたご意見等を踏まえ調整したうえで、実施公告を4月19日に行っていきたいと考えております。

第2回の審査会につきましては、6月中旬を予定しておりまして、提案者による公開ヒアリング、その後の最優秀提案者の選定と審査結果報告書を作成する答申を行うための審議のお時間を頂戴したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会長

ただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声)

【6. 募集要項（案）及び仕様書（案）について】

会長

それでは続きまして次第6. 募集要項（案）及び仕様書（案）につきまして、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局

まず、プロポーザル募集要項(案)について、資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、事務手続き等の内容に関しましては、一部説明を割愛させていただき、本日は特にご審議いただきたい内容について、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

1. 委託業務の概要ですが、(1) 本業務の名称は、枚方市ポイント制度システム構築・運営業務委託でございます。

(2) 目的は、人口減少・少子高齢化が進行する中で、複雑化・多様化する行政サービスを維持・向上していく必要があり、市民・事業者等あらゆる主体との協働による効率的・効果的な事業実施が求められております。

このような中で、ポイント事業を実施し、市の実施事業への市民の参画意欲の向上を図ることによって、市民の健康づくりの推進、検診等への受診促進、高齢者の外出支援促進、ボランティア活動の活発化、アンケートの回答率増加に伴う市政への意見反映など、多様の・多角的な効果を生み出すことにより、市民のまちづくりへの関心を高めることで、市への愛着を深めるとともに、本市への魅力向上につなげていくものでございます。

また、協力店舗からもポイントを付与できるシステムとすることで、ポイント制度に広がりを持たせ、地域経済の活性化にもつなげ、将来的な自主運営を見据えた取組みとしていきたいと考えております。

次に(3) 契約内容ですが、後ほど説明をさせていただきます、資料3の仕様書(案)をもとに、契約候補者の提案内容を踏まえて、定めた仕様書によるものとしております。

(4) の契約期間につきましては、本業務契約締結日から平成34年3月31日までとしております。

(5) の委託金額の上限額につきましては、消費税等を含み、契約期間内で151,167,000円としております。

次に2. 参加資格についてですが、本市において委託可能な事業者は原則として委託業務の競争入札参加資格を有する者であることとなっております。

これは、予め事業者の身分等を確認することで、適正な契約に資することを目的としたものでございます。

2の②にありますとおり、本業務におきましても、基本的に本市の委託業務の競争入札参加資格を有する者を対象といたしますが、本業務内容につきましては、本市において実績がなく、また大阪府下におきましても、類似する業務事例が非常に少ないものとなっております。

そのため、現時点で登録済の事業者に限りますと、対象となる事業者が著しく少なくなるおそれがあるため、より対象範囲を拡大し、様々な提案を求められるよう、参加資格を有していない場合には仮登録の申請を受け付け、審査のうえ基準を満たせば、仮登録が可能な運用を考えております。

また③に記載していますように、本プロポーザルへの参加にあたっては、過去に同様の業務の履行実績を有することとしております。

続きまして2ページ目をご覧ください。

3. 公募型プロポーザルの概要についてご説明いたします。

(1) のプロポーザルの審査体制につきましては、本審査会委員のみなさまの所属等及び氏名を記載させていただいております。

次に3ページ、(2)プロポーザルの実施スケジュールについてですが、こちらは現時点で予定をしているスケジュールを記載させていただいております。

こちらのスケジュールにつきましては、本市の他のスケジュール等を参考にさせていただいたものですが、状況等より変更することもございますので、ご了承ください。

次の4. 募集要項・評価基準等の公表、つづく4ページの5. 仮登録審査、5ページの6. 参加資格審査、6ページの7. 提案審査の(1)(2)につきましては、事務手続き等に関する内容でございますので、説明を省略させていただきます。

7ページの(3)提案審査の評価基準をご覧くださいませでしょうか。

こちらでは、提案審査にて今回求める評価項目及び評価の視点、配点について記載させていただいております。

この後、次第の7. 審査基準(案)の際に、評価項目や評価の視点、配点についてご審議いただきたいと考えておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

続きまして、8ページをご覧くださいませでしょうか。

(4)ヒアリングの実施といたしまして、次回のヒアリング(プレゼンテーション審査会)に関することを記載しております。

ヒアリングの所要時間は、提案者の説明が20分、質疑応答として20分程度を予定しております。

なお、提案者が多数の場合には、事前に提出された提案書を評価基準により各委員に審査していただき、概ね5者程度に選定したうえでヒアリングを実施していきたいと考えております。

次に8. 留意事項等の(2)プロポーザルの中止についてですが、提案者が2者に満たない場合、競争性が確保されないことから、プロポーザルを中止することとしております。

次に9ページをご覧くださいませでしょうか。

9. 契約の締結についてですが、本市は審査会にて選定された契約候補者である最優秀提案者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたい見積徴収を行い、契約締結に伴う手続きを進める旨を記載させていただいております。

10ページ以降につきましては、提出書類の一覧や、書類の作成要領、また様式集の添付をさせていただいております。簡単ではございますが、以上で募集要項(案)の説明とさせていただきます。

久会長、よろしく願いいたします。

会長

評価基準につきましては、後ほど、お諮りさせていただきますが、それ以外で募集要項(案)の内容について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員

複数の提案者が参加される見通しはあるのでしょうか。

事務局

全国的にポイント事業が広がっており、実際に他の自治体での事例もあります。
本市でも事前に調査している中では、一定数の事業者の参加があるものと見込んでおります。

委員

募集が多い場合、5者程度に選定するという話がありましたが、この手続きはどういうものになりますでしょうか。

事務局

業務提案書の提出締切日を5月末日の予定とさせていただいております。
その段階で提案者が多数おられた場合には、事前に審査委員の方々にその業務提案書を送付させていただきます。
委員におかれましては、業務提案書に基づく採点を実施していただき、点数が上位の概ね5者程度に選定させていただきたいと考えております。

委員

5者以下であれば、その手続きは実施しないということですね。

事務局

そのように考えております。

委員

2者に満たない場合は、一旦取り下げるという事でしょうか。
その場合は再募集でしょうか。

事務局

提案の段階で、2者以上であれば審査を進めさせていただきますが、1者のみの場合、その段階で競争性が確保されないことから、再度募集とさせていただきます。

委員

5者以上で業務提案書による事前審査を実施した場合、選定されなかった提案者の評価も公開することになるのか。
要は、ヒアリングをせずに採点した点数も公開するのか。

事務局

基本的に選定のプロセスは公開していくことを予定していますが、具体的な公開方法

については、改めて調整していきたいと考えております。

委員

他市の事例では、積極的に公表していくのは最優秀得点者と次点者で、それ以外の提案者は、情報公開請求があった場合に公開する機会が多いのですが、枚方市も概ね同じような考え方でよろしいですか。

事務局

基本的な考え方は同じです。

結果公表の際に、積極的に公表していくのは最優秀提案者と優秀提案者です。

委員

1 ページに委託金額の上限として、約1億5千万とありますが、これはシステム構築を含むという理解でよろしいですか。

事務局

そのとおりです。

会長

今回のプロポーザルに関しては、仮登録を受け付けるという事務局からのご提案であります。そのあたりもよろしいでしょうか。

委員

仮登録はこの委託業務だけに関する仮登録という理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

会長

他に何もなければ、先ほどの事務局提案に従って、進めていただければと思います。

それでは続いて、仕様書（案）につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは次に仕様書（案）につきまして、資料3に基づきご説明をさせていただきます。

こちらの内容につきましては、提案募集時におきましても（案）として、提示するものでございます。

最終的には本審査会で選定された契約候補者である最優秀提案者と提案内容を含めた契約交渉の中で、最終の仕様書を確定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

まず1. 業務名称、2. 目的、5. 履行期間につきましては、募集要項(案)の記載内容と大きく変わりありませんので、ご説明を省略させていただきます。

3. 対象者については、市民としており在勤・在学を含むもの、また年齢要件はなしとすることを想定しております。

次に4. 業務概要ですが、本委託業務の目的を達成するためのシステム構築及び運営を行うものとしており、詳細につきましては6. 業務内容に記載をさせていただきます。

なお、契約期間内におけるカード保有者の目標数を200,000人、市内でこのポイント制度に参画していただける協力店舗の目標数を400店舗と設定しております。

次に6. 業務内容ですが、大きく分けて、(1)システムの構築、(2)システムのテスト、(3)システムの運営の3つに分かれております。

まず、(1)システムの構築については、①システム構成等として、システムの構成(案)を示しております。

2ページ以降では、システムサーバーや、データセンター、通信の暗号化、アクセス制限、盗難・紛失時の対策等について示すとともに、必要な機器等について、項目・数量・要件等を示しております。

3ページの②発注者環境につきましては、アプリ等を端末にインストールするタイプのシステム等で、本市の端末の使用を想定している際の環境を示しております。

また、その際の仕様につきましては、別紙として仕様書(案)の一番最後のページに添付させていただきます。

続きまして3ページ③システム機能等につきましては、ポイントの加算減算や有効期限に関する事、またポイントの付与方法や発行集計に関する事、新規機能を盛り込める拡張性等について示しております。

④データセンターのセキュリティ要件では、データセンターの設置場所や故障時の対応、耐震・免震性や事故発生時の訓練等について求めるものを示しております。

次に(2)ポイント管理システムのテストにつきましては、システムを構築し運用を開始するまでに必要となるテストを実施するよう示しております。

(3)ポイント管理システムの運営につきましては、3ページ下の①カード登録から4ページ⑩まで委託業務の内容を示しており、カードの発行やポイントの清算事務、各種問い合わせ対応、統計・分析、広報周知、事務局の設置等を示しております。

今回のプロポーザルにおいて特に提案を求めるものとしたしましては、②にあります利用者の普及や協力店舗の拡大促進策、③の市民が貯めたポイントを利用できる魅力的なメニュー、④地域の活性化に繋がるサービス等の構築、⑦にありますポイント制度を効果的に広報・周知するための情報発信の手段、⑧の自主運営体制の確立に向けた体制整備等でございます。

続きまして、5ページの7.委託対象経費につきましては、本業務に含まれる経費を示しております。

8. 機密保護につきましては、本市個人情報保護条例や、情報セキュリティポリシーの規定に基づくこと、またトラブルが発生した場合の対応方法や遵守事項に違反した場合の損害賠償に関すること等を記載しております。

9. その他といたしまして、著作権に関することや、仕様書に記載のない事項への対応、契約の解除を行う場合等について記載をしております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上です。

久会長よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。

内容に深く踏み込んだ仕様書（案）の説明でした。何かご質問ご意見ございますでしょうか。

委員

これは枚方市内だけの制度として考えておられるのか。

将来的にマイナンバーカードや民間等のポイント事業との連携などを想定しているものなのか。

事務局

まず対象者につきましては、市民（在勤・在学含む、年齢条件なし）とさせていただいており、検診を受診した場合にポイントを付与するなど、目的や効果を明確にしていきたいと考えています。

また、協力店舗で買い物をした際にも、ポイントをつけていただくような制度にしたいと考えておりますので、他市の方が枚方市で買い物をする、いわゆる交流人口の増加にも寄与するような提案があり、十分にメリットがあると判断できれば、そういった部分も検討していきたいと考えております。

ポイントの活用先の一つである協力店舗については、地域経済の活性化という観点から、市内の店舗を想定しております。

会長

いわゆる地域内循環を想定されているということです。

また、補足ですが、市役所が実施する事業ですので、公共性・公益性の問題が一つの制限になるかと思えます。

利便性で言えば拡張していくことが望ましいですし、あまり拡張し過ぎると公共性・公益性に繋がりにくくなります。

どこで線引きするか悩ましい所でもありますが、こういった部分は契約候補事業者が

決定してから詳細を協議していくという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

また、先ほど委員からの質問にありました、マイナンバーカードや民間等のポイント事業など、他のシステムとの連携等につきましては、次第7. 審査基準（案）において、評価項目として設定しておりますので、そのような提案があれば、内容を踏まえて評価していただきたいと考えております。

委員

現在は仕様書（案）ということで、最低限求めることが記載されているかと思えます。今後、プロポーザルにおいて最優秀提案者と仕様書の協議を実施していくという話がありましたが、最優秀提案者の提案に加えて、さらに市側からこういう項目も付加してもらいたいという要求等は契約行為の時に協議するという理解でよろしいでしょうか。

事務局

最優秀提案者と協議を行う中で、さらにこういう事を実施してほしいとか、実現出来ないかといった事項は出てくると思いますので、そういった内容も協議していきたいと考えております。

委員

カードの保有者目標数が20万人ですが、20万人と言えば枚方市の人口の半分になります。

在勤・在学を含むということ言えば、大学も多いし、企業に勤めている方も多いので、単純に枚方市の人口二人に一人にはならないですが、結構な人数であると感じます。

また、協力店舗の400店舗と言う数も結構な数であるが、例えばこの目標数に達しなかった場合にはどうされるのでしょうか。

そういった明記がされていなかったのですが。

事務局

少なくともカード配布目標20万人という事で、予算の中ではカードの作成相当分も含まれております。

委員のご指摘の通り、実際開始した段階で例えば1万人にしか普及されなかった場合に、20万人分のカード代金を支払うのかと言うと、そこは適正性に欠けると思っていますので、最終契約する際に契約金額をどう支払っていくか、協議のうえ決めていきたいと考えております。

委員

目標に到達しなければ全額支払う訳ではないということですか。

事務局

基本的にはそうあるべきだと考えています。

委員

今の議論に関係しますが、現段階で、ポイント制度がこのような状況になったらやめるということは想定されているのか。

事務局

契約期間が平成 34 年 3 月 31 日までとなっておりますので、それまでの間の状況を見ていきたいと考えております。

具体的にカード発行が何枚に到達しなければという想定まではしておりませんが、契約期間内でしっかり検証していきたいと思っております。

委員

4 年経った段階で検証、見直しをされるという事ですか。

事務局

期間内において、平成 34 年 3 月 31 日以降の契約をどうするか検証していくという考えです。

事務局

仕様書（案）の 5 ページ、9. その他の(7)には重要業績評価指数 (KPI)、簡単に言うと目標値になりますが、その達成が見込めない場合において、委託契約期間であっても、契約金額の変更又は契約の解除を行なう場合があることに留意しておくことと明記をさせてもらっています。

具体的な数値は明記しておりませんが、契約途中段階での契約金額の変更等について、仕様書の中に記載をしております。

委員

できるだけ明確にしておいたほうがよいと思います。

委員

契約内容に織り込むかどうか検討が必要と考えます。

委員

私も 20 万人という目標はかなりハードルが高いと感じています。

事務局として、どういう配り方で20万人を達成するというイメージはありますでしょうか。

事務局

行政として、市民に積極的に参画してもらいたい事業等については、配布方法を検討しておりますが、全体としてどのように20万人という目標に近づけていくのかという部分に関しては、様々な提案をいただきたいと思っております。

ちなみに奈良市では、ポイント事業を始めて4年経ちますが、人口36万人に対して、カード発行枚数が10万枚を超えている状況です。

そのペースよりは上回っていかなければならないと考えております。

委員

私も市民活動を応援しておりますが、一番安易な方法としては、自治会を通じて配るだけは配るというやり方です。

簡単に30万枚位は配布できるかと思いますが、それでは意味がないと思います。

20万という数字はいろいろ創意工夫が必要かなと思いますが、提案者からの提案にも期待したいと思います。

委員

今回のカード発行において、目的を達成しているかどうか確認する為には、個人情報を集める必要があると考えます。

カードのばら撒きではだめで、そのカードをどういう人が持っているか把握する必要があると考えるが、そういう運用を予定されているということによろしいですか。

事務局

個人情報をカード登録の際にどこまで集めていくのかという部分ですが、仕様書(案)の委託項目の中にポイントの統計・分析という項目があります。統計・分析を行っていく中で、どういう情報を集めるべきかについても、プロポーザルにおいて自由に提案いただければと考えています。

最終、仕様書協議の段階で本市と提案者で共有していきたいと考えています。

一方で、顧客情報をどこまでを共有するかについては、それ自体が協力店舗の参画にも関わってくるものと理解しておりますが、そういったことも含めて、どこまでの情報を取り扱うのか、提案を基に検討していきたいと考えております。

事務局

基本的には今説明がございました、効果的な分析を行っていくうえで、生年月日や性別など、分析に必要な最低限の個人情報を集約するという方向で実施していきたいと考えております。

委員

提案が出て来てから考えるのもひとつの方法ではあるが、提案させる前に市として実施してもらいたいことを仕様書等に盛り込んでおいた方が、提案者とのイメージ共有もしやすいかと思いますので、時間的な制限もありますが、ご検討いただけたらと思います。

委員

整理をさせていただくと、このシステム内でデータが蓄積されていく訳ですが、そのシステム内で分析をするのか、あるいはシステム外のデータとマージングをして、分析を行うのか。

システム外とのマージングの際にセキュリティの問題が発生すると思います。

そのあたりはどのような想定をされているのか。

事務局

市がまた別に持っている情報と連動させるという意味でしょうか。

委員

そのとおり。

システム外のデータとマージングするのであれば、いわゆる ID が合わなければマージングができないので、そういう想定であれば、最初からシステムを構築しておかなければならないと思います。

事務局

現状、他のシステムデータとの連携は想定していません。

あくまでもポイント事業のシステム内で、どういう方が利用したか、どういう事業に参加したかなど、集約できるデータの範囲内で、分析あるいは統計を実施していく事としております。

委員

改めて最優秀提案者となった事業者と契約交渉を行うということでしたが、契約金額やその事務手続きはどのような形になるのでしょうか。

事務局

今回のプロポーザルの提案の中で、事業に係る費用も提示していただきます。

委託上限額の中で、提示していただいた金額と、仕様書協議を経て最終的に決定した仕様書に基づいて見積もり徴収を行い、随意契約を締結するという手続きになります。

委員

検診やボランティア活動などへの参加者を、ポイントを動機付けとして増やしていきたいという目的でしたけれども、もう一方で既にボランティア活動をやっている方が、その活動を通じてポイントを貯めていくことにより、さらに活動の資金として活用できる。

そういったメリットも大きいのではないかと考えております。

具体的などころでは、市役所や様々な公共施設で会議をする場合の駐車料金や施設使用料などをポイントで利用できるようなになれば、自分たちの活動にポイントを還元していくことができます。

そういった利用法を考える場合、ポイントで施設使用料が支払えるようなシステムを構築する必要があるが、そのあたりは提案があった場合、個人的には逆に提案がなくても積極的にやっていただきたいと思うのですが、可能性はあるのでしょうか。

事務局

ポイントの利用先として、現在は協力店舗と交通機関を想定しており、これは地域経済の活性化という副次的な効果も見据えたものとなっております。

しかし、他市においてポイントを公共施設使用料として利用できる事例もありますので、市内にて検討をしていきたいと考えております。

委員

枚方市でも、いわゆる市民活動助成という形で、補助を受けている団体がたくさんいらっしゃると思います。

それを補助金ではなくて、ポイントで還元できるようなシステムにすることも考えられると思います。

制度の運用開始まで、少し時間的余裕もありますので、活動がポイントに変わり、そして自分達の活動にもう一度還元できるような、システムも積極的に検討いただければと思います。

会長

委員にもご意見をいただいたように、現状はフリーハンドで提案を待つという部分もありますが、提案を見させていただきながら、より良い制度にしていけるよう、知恵出しなども出来たらと考えております。

それではこの仕様書（案）におきましても事務局提案に基づいてという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【7. 審査基準（案）について】

会長

それでは続きまして、次第7. 審査基準（案）につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

審査基準（案）につきまして、資料4に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず本審査会の審査につきましては、5月末に提出予定の業務提案書と6月に予定しておりますヒアリングの内容を基に、事業者の選定を行っていただきます。

資料4の裏面をご覧ください。

こちらに審査シートがございます。まず評価項目につきましては、大きく二つに分かれており、提案者自体の組織に関する評価と提案内容に関する評価となっております。

すべて合わせて100点満点の配点となります。

まず組織評価についてですが、提案者の組織や人員、経営状況など、提案内容を確実に実施できる業務体制になっているか、また提案内容を遂行するために必要な知識・経験・過去の実績等を有しているか、更には想定外のトラブル等に対して柔軟な対応力を有しているかについて、評価するものです。

配点は100点満点中の10点としております。

次に提案内容についてですが、提案内容の中で小項目を6つ設定をしております。

一つ目の理解度に関しては、本委託業務における趣旨や目的をきちんと理解できているか、また本市の現状をしっかりと把握し、それに対応した提案がなされているか、仕様書記載の内容がしっかりと反映されているかについて評価するものです。

こちらも配点は100点満点中の、10点としております。

続いてシステム構築についてですが、この項目では、行政・市民・協力店舗等、全ての参画者にとって利用しやすいシステムとなっているか、必要なセキュリティ対策がなされているか、他のシステムとの連携など汎用性があるかについて評価するものです。

このシステム構築にあっては、より良い運営や市民、協力店舗の参画を得るうえで重要なことから、配点を15点としております。

続いて運営についてですが、地域の特性を活かした仕組みになっているか、市民が市の事業に積極的に参加することが出来る仕組みになっているか、市民が魅力的であると感じるポイント利用先の提案があり、その開拓への手法が示されているか、市の魅力創出、市民の市への愛着を深めるための取組みとなるよう工夫がされているか、広く市民に周知するためのPR方法等が提案されているか、マーケティングのための統計・分析等の実施手法が示されているかについて評価するものです。こちらに関しては、ポイント制度を実施する上で重要な要素であり、かつ、最も提案をいただきたい項目であることから、配点は100点満点中、35点としております。

続いて発展性についてですが、ポイント制度を利用した、他の市民サービス向上に係る取組み等への発展、例えばアプリによるスマホでのポイント保有や他の行政サービス

との連携等の提案があるかどうか、また、自立運営可能な組織体制の確立に向けた手法が示されているかについて評価するものです。

こちらに関しても重要な項目であることから、配点は100点満点中、15点としております。

次に価格及び妥当性につきましては、事業者からの積算価格及びその妥当性について評価するものです。

こちらは、価格の競争性という視点もありますが、本業務においては最低金額の制限を行っていないため、著しく妥当性を欠く積算内容につきましても、きちんと評価できるよう項目を設けたものです。また経費節減に向けた考え方が示されているかにつきましても、評価項目とさせていただきます。

こちらの配点は10点となっております。

提案内容の最後に、その他の項目といたしまして、先駆的かつ創造性の高い提案を掲げておりますが、提案内容のこれまでの項目を、最低限要求する項目とした場合に、その他の項目はどちらかと言えば、加点的な要素と捉えており、配点も5点としております。

これらの項目を、審査シートにより採点していただき、評価点数を算出したいと考えております。

表面をご覧ください。

表にありますように、5段階の絶対評価で5の非常に優れているから、1の非常に劣っているという評価で各項目の採点をしていただきたいと思いますと考えております。

再度裏面にお戻りいただけますでしょうか。

評価項目ごとに、5点満点で採点をしていただくものですが、右から三列目にウェイトと言う欄がございます。

これは、評価ししやすいよう、採点は5段階評価で統一いたしますが、それぞれの評価項目の採点を配点割合に合わせて点数に比重をかけているものです。

全て5点がついた場合、それぞれのウェイトをかけて合計をいたしますと、100点満点になる仕組みです。

再度、資料の表面をご覧くださいませでしょうか。

1の(2)選定方法についてですが、各提案者の点数は、各委員の評価点数の平均値を「総合評価点数」とすると記載しております。

その総合評価点数が最も高い提案者を最優秀提案者として決定し、次点の提案者を優秀提案者として決定したいと考えております。

この次点の優秀提案者とは、最優秀提案者との協議が合意にいたらなかった場合に協議を進めていくものでございます。

また総合評価点数が同点の場合は、見積価格がより廉価の提案者を上位とし、さらに見積額が同額であった場合は、本審査会の審査において上位を決定していただきたいと思いますと考えております。

また(6)において、すべての参加申込書の総合評価点数が60点に達しない場合は、

再募集することとしております。

次に2. 評価基準についてですが、5段階評価の採点目安は、表のとおりとなります。

ここで(3)に最低基準として、二つの基準を設けさせていただいております。

審査シートにそれぞれの評価項目毎に、右端の列に小計欄を設けております。

この小計において、6割を満たさない評価をした審査員が2名以上いる項目がある場合は、総合評価点数が60点以上であっても、失格とさせていただきたいと考えております。

また1から20の各評価の視点において、一つでも1点「非常に劣っている」と採点をされた審査員がいる方が2名以上いる場合も失格とさせていただきたいと考えております。

これは業務品質確保の観点から、本市の考える要求水準として最低基準を設ける必要があるものとするためです。

最後に見積価格が委託予定金額の上限を超えた提案に対しましても、失格とさせていただきたいと考えております。

審査基準(案)につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員

この審査シートの内容は、プロポーザルに参加される事業者には提示されますか。

事務局

評価項目、評価の視点及び配点に関しましては、募集要項の中で公表されております。

委員

ウェイトまではわからない形になっているのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

会長

資料2募集要項(案)の7ページに記載されていて、評価の視点と配点までは記載されているということよろしいですか。

事務局

はい、そのとおりです。

委員

その他の先駆的かつ創造性の高い提案の配点5点が少ないかと思ったのですが、逆にここは10点あってもいいかと思うのですが、みなさんどうでしょうか。

委員

おそらく、システム構築や運営の項目についても先駆性や創造性という部分は評価されるのではないかと思います。

評価項目にない事項で、何か面白い提案があった際の加点という意味で、事務局提案にその他の項目があるものと考えておりますがどうでしょうか。

事務局

運営の項目における、評価の視点10「地域の特性を活かしたポイント制度の仕組み」や、評価の視点12「市民が魅力的であると感じるポイント利用先の提案」といった部分で、先駆性や創造性を含めた提案をいただけるのではないかと考えております。

委員

わかりました。それで結構です。

委員

先ほどの意見に関連するものですが、その他が加点項目であるならば、先駆性や創造性がなかったと感じた場合、事務局としては5段階評価でどういった評価をするものと想定していますか。

3ですか、それとも0ですか。

加点ということであれば、0を付けることもありかと思うのですが。

委員

5段階で5～1までしか付けられない訳ですよ。

事務局

5～1の点数で、標準が3となっておりますので、標準的な提案があれば3という想定をしておりました。

委員

加点項目において、何も無いのが標準というのはおかしいですよ。

標準の提案は3点ということでしたが、何か創造性や先駆性があれば加点するということであれば、少し矛盾があると思いますし、採点する側は判断に困ると思います。

事務局

今回、資料4表面の評価基準において、1項目でも1点の採点をした審査員が2名以上いる場合は失格とするという基準を設けていることを考えますと、標準であれば3点で考えていただければと思っております。

委員

逆の提案なのですが、この基準があるために無理に3点をつけるのではなく、評価の視点20だけは別にして、1～19までその基準を適用し、20は1点から5点で加点方式にするという考えもあるのではないのでしょうか。

事務局

整理をさせていただきますが、2. 評価基準の(3)にあります、「1から20までの項目において」という部分を、「1から19までの項目において」と変更し、20の項目のみは、単純な加点方式、特に何もなければ1点、非常に高い創造的な提案があれば5点と採点していただくということによろしいでしょうか。

委員

その方が、加点の意味がよくわかるかと思えます。

事務局

各小計において6割に満たなかった場合の失格基準もありましたが、こちらも該当する項目を外した形に変更いたします。

会長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員

見積価格が委託金額の上限を超える提案をした者は失格というのは、つまり委託上限額を超える見積価格をするということか。

その後の契約は随意で別途決まるのに、契約の段階で見積が上限額を超える可能性があるのでしょうか。

事務局

今回、上限額が提示されているので、通常はそれを超えて提案するという事はないと思われませんが、万が一上限額を超えて見積が提示された場合は即座に失格とさせていた

だくというものです。

委員

わかりました。

委員

それぞれの項目は公開されていますが、ヒアリングの際に評価項目に触れなかった場合、あえて質問をして評価するという形になるのか、それとも何も言わなければ評価は1とするのか。

委員

基本的には業務提案書において、評価項目が全て網羅されていますので、そこで評価をしていただいてヒアリングでは確認するという事ではないでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

募集要項の23ページに業務計画書の様式がありますが、ここに評価の視点は全て書き込まれているはずだ、という理解でよろしいですか。

事務局

基本的にはこの評価基準に沿って、業務計画書の様式を整えております。

当日のヒアリングにおいても、業務計画書の内容に沿って説明する旨を記載させていただいておりますが、質問の中で再確認をしていただくことも問題ありません。

また、募集要項の8ページ(4)②実施概要で、2)ヒアリングで使用する資料は、業務提案書のみ使用可とし、記載内容の趣旨と異なるものや追加と判断できる提案は採点対象としない、としておりますので、こちらに沿って判断していただきたいと思っております。

委員

審査会は2回を予定されているとお聞きしましたが、我々が業務提案書に目を通すのは、ヒアリングの場ということになるのか。

事務局

事前に委員のみなさまに送付させていただき予定としておりますので、事前に目を通していただいて、当日を迎えていただければと考えております。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

今の質問に関連しますが、提案者が多数の場合は提案書を事前に見て採点まで行うが、5者以下だった場合、ある程度の点数を自分の中で持っておくというイメージでよかったですか。

事務局

そのとおりです。

委員

評価の視点18に価格及び価格の妥当性があります。

他市では提示された金額を上限額との対比や最低価格との対比など、計算式によって自動的に点数を付けるという方法もありましたが、そのあたりはどうでしょうか。

委員

その妥当性ですが、私は違う捉え方をしています。

提案者はその金額を提示しているが、本当にその価格で実施可能なのか。

そういう意味での妥当性であると解釈しております。

受注したいがために、低価格で提示するという可能性もあると思いますので。

委員

評価の視点18は、二つの要素が入っていると思います。

積算価格そのものと積算価格の妥当性です。

その二つの要素を併せて採点ということであれば、単純な価格点ではなくなってきました。

良い物を提案すれば価格は当然高くなります。

そのあたりの採点の考え方を整理しておく必要があると思います。

事務局としては、安ければ良いという価格点も評価したいということでしょうか。

事務局

今回は上限金額を提示しておりますので、安ければ良いという考えは持っておりません。

先ほど委員からご意見がありましたとおり、複数者が同じ価格を提示された場合、その提案内容と金額が妥当なのかどうか、という視点を重視して進めていきたいと思っております。

委員

わかりやすく言えば、一番価格は高いけれども、妥当性としては5という評価を付けても良いという事ですか。

事務局

極端に申し上げるとそういう事になります。

また、逆の場合もあるかもしれません。

価格は安いけれど、中身が伴っていないというケースも考えられるかと思っております。

委員

既存のシステムを流用するので、安くできますよという場合、価格は抑えられてはいるけれども妥当だということによいですね。

事務局

そのとおりです。

今回、システムの導入だけでなく、どのようにして効果的な普及に取り組んでいくか、という提案を求めていますので、システムの価格面だけではなく、その後の運営方法が本当に効果的な提案がなされているか、それ相応の価格になっているか、といった部分の評価いただきたいため、なかなか機械的に基準を設けるとするのは難しいと事務局では考えております。

会長

評価の考え方について共有が出来ましたので、今後、採点する際にはその基準で評価をお願いしたいと思います。

委員

評価の視点3「想定外の問題に対する柔軟な対応力」とあります。これは資料2の23ページにありますが、様式上では実施体制の項目で二つに分かれており、〈上記の計画どおりに進まなかった場合の対応について〉と記載されていますが、ここでの記載内容で判断するという理解で良いですか。

事務局

そのとおりです。

会長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの案件も基本的には事務局の提案に基づいて、進めさせていただければと

思っております。

以上で予定していた案件は全て終了させていただきますけれども、全体を通して他に委員の皆様から追加のご意見やご質問等はございますか。

委員

添付資料で説明を聞いていない資料5、6、7について、少し説明をいただければと思います。

会長

事務局から補足説明をいただけますか。

事務局

資料5、6、7につきましては、今回の案件の中ではご説明いたしませんでした。システム等の構築に関する委託において、個人情報を取り扱う際に、個人情報に係る管理規定の遵守や覚書・誓約書を交わす必要があることから、今後必要となる事務手続きをお示しする意味で、募集要項等の公表時に併せて提示するものです。

委員

その中で、資料5、7は例なので、契約の際は文言が修正されるかと思うのですが、資料6は定型のものですよね。

事務局

そのとおりです。

委員

今回の事業にあたって、資料6裏面の5個人情報の管理という部分で(8)(9)に、個人情報を処理するパソコン等と書いてありますが、この中に協力店舗のパソコンは入りますか。

事務局

こちらに関する基本的な想定としましては、今回のプロポーザルで提案される事業者向けになり、サーバーの構築等に対するものになりますが、提案内容によっては、協力店舗に対してもこの規定が及ぶものになると考えます。

逆に協力店舗側では個人情報を取り扱わない提案であれば、協力店舗までこの規定は及ばないものと考えます。

委員

この規定をきっちり遵守するのであれば、端末は事業者が用意したものでなければな

らないという理解でよいか。

事務局

そのとおりです。

委員

仕様書（案）では、協力店舗のパソコンを使用することもできるような構成案が示されているかと思いますが、これを利用できるかどうかで価格が変わってくると思います。

事務局

協力店舗が所持する端末を利用する場合、個人情報を取り扱えないことになります。

委員

ということであれば、そういうシステム構成であった場合、協力店舗では個人情報は取り扱わない提案しか出来ないということですね。

事務局

そのとおりです。

委員

わかりました。

委員

資料3の6に関することですが、大きなデータセンターが本社にあって、ローカルセンターみたいなものが市駅の近くに置かれている、そういうイメージでよろしいでしょうか。

かなり細かい分析をする場合は、本社で分析のプロが行う場合も出て来ると思います。一方、細かな日々の処理業務は、市内でやった方がいいかもしれません。

なぜこういう話をしているかという、セキュリティの問題で、本社の従業員はかなりセキュリティの教育もされているかとは思いますが。

しかし、市内に常駐される方、とりわけセンターなどで雇用される方は本社の方とセキュリティの知識・レベルが違うと思います。

提案にもよりますが、臨時雇用的な方が常駐されるのであれば、かなり慎重に取り扱っていただく必要があると思ひ、ご質問をさせていただきました。

事務局

資料5の個人情報保護に関する覚書、また、資料7の誓約書を取り交わすこととなりますが、プロフェッショナルかどうかについては、こういった提案がなされるのか、ど

ういった場所に責任者を配置されるのかによる部分が大きいと考えております。

委員

そのあたりの経験・知識がないと情報漏洩につながるおそれがありますので、しっかりとした方に常駐してもらいたいという思いがあります。

データ取り扱いですから、精通した人に常駐者として配置して欲しいという気持ちです。

事務局

本市で実施できる対策としましては、システムの委託事業者に対するセキュリティの内部監査を実施しておりますので、検査を実施したうえで、もし改善等が必要な場合には、改善命令を出すなどの処置を行っていきたいと思います。

委員

そういう意味では、審査シートでシステム構築の項目にセキュリティ対策があるのですが、運営でも必要ですね。

会長

そういった部分を含めてのセキュリティ対策ということで、委員のみなさまにあっては、評価をしていただきたいと思います。

他に何もなければ、以上で本日予定しておりました議事、全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ここから進行をもう一度事務局にお願いしたいと思います。

【8. 閉会】

事務局

会長をはじめ、委員のみなさまには、長時間のご審議、どうもありがとうございました。

今後の予定といたしまして、4月19日に予定しております実施公告に向けて、手続きを進めて参りたいと思います。

また本日の会議録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、その後、みなさまにご確認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、次回の審査会の日程については、改めて調整をさせていただきますが、次の審査会では提案者のヒアリングとその後以最優秀提案者及び優秀提案者を決定するまでの審査となります。

現時点ではどれだけ提案者が参加されるかわかりませんが、状況によっては長時間ご協力いただく形になるかもしれません。

みなさまどうぞよろしくお願いたします。
それではこれで、第一回審査会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。